◆第17期第６回立川市図書館協議会会議録（要旨）◆

日　時	平成23年10月28日（金）　午後2時30分から午後4時30分まで
場　所	立川市女性総合センター5階　会議室
出席者	加藤会長、斎藤副会長、髙野委員、畔田（くろだ）委員、岡野委員、上田委員、二瓶委員、高橋委員、奥村委員、増田委員、荒井委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	1名

＜副会長＞

定刻になりましたので、ただいまより第17期第6回の図書館協議会を始めさせていただきます。常盤委員のご都合が悪いと聞いておりますが、定数12名のところ現在11名の委員さんに出席していただいておりますので、本日の協議会は成立をしております。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず、会長からご挨拶をお願いいたします。

【1】会長挨拶

＜会長＞

みなさんこんにちは。お忙しいところ御苦労さまです。私のほうから二点ほど話をさせていただきます。

一点は、11月3日に『第31回立川市中学生の主張大会』があります。ここの審査員に図書館協議会から出ることとなり、昨年に引き続き今年度も私が出席をさせていただきます。15名の中学生がそれぞれ主張されるということで、昨年の主張大会で話を聞かれた市民の方の感想文、おひとりだけご紹介させていただきたいと思います。

（感想文読み上げる）

一般の女性の方からこのような感想が寄せられています。私も昨年初めて参加しまして、素晴らしい大会だなというふうに思っております。また一日ですね、真剣に審査に臨みたいというふうに思っております。

二点目は東日本大震災の関連でして、先日ある市民団体の中で立川市図書館のチラシを2枚持ってきておりまして、「みなさんこういうこと知ってますか」ということでですね。立川の図書館が『絵本を届けよう、石巻市図書館へ』という活動を始めるということで、私も内容を知りませんで早速自宅に帰りまして図書館のホームページを開いてコピーをしておりますけれど、非常に素晴らしい取り組みだな、というふうに思っております。

実はいま、立川市民の有志が中心になりまして『牡鹿(おしか)半島を支援する会』――“おがはんとう”ではなくて“おしかはんとう”、石巻市の女川原発の近くです――という市民のボランティア団体ができておりまして、私自身もそこに一会員として加わっております。これから寒くなるにあたって少しでも被災地の皆さんと共有する時間を作ろうということで、お歳暮を贈ろうというような活動を始めている段階なんですね。そういう方向とまさに一致しているということですので、素晴らしい取り組みだなと思っております。

東日本大震災、27日現在で死者が15,829人、行方不明者が3,724人と新聞に出ております。石巻も自治体としては大きな被害を受けたところですが、死者が3,278人、行方不明者が688人。人口が約16万人ということですが、こういう被害を受けている。その中で図書館の取り組みは素晴らしいなと思います。またこれは後ほど、館長の方からご報告を受けたいと思います。

今日は主なテーマが『映像資料の見直しの意見具申の取りまとめ』ということですが、今日は皆さんの意見をお聞きして、何とか取りまとめをしたいというふうに考えております。ぜひ取りまとめる方向で、皆さんのご協議をお願いしたいと思います。

少々長くなりましたけれども、私のほうの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

＜副会長＞

ありがとうございました。31回の主張大会、毎年協議会から審査員ということで出ていただいております。ぜひ、よろしくお願いいたします。それから、東日本大震災の関係では立川でも届けるという取り組みがされていて、皆さんにご協力をいただければと思っております。

【2】報告事項

＜副会長＞

それでは、報告事項に入ってまいります。まず（1）ということで、9月議会の報告について館長のほうからよろしくお願いいたします。

（1）6月議会報告について

＜館長＞

改めまして、皆さんこんにちは。配布資料もありますけれども、その都度確認させていただくこととして、さっそく議会報告をさせていただきます。

本来ですと9月で終わるのが9月議会ですけれども、今回は9月4日に立川市長選挙があった関係で、実際の本会議は9月16日から始まりまして、つい先だって10月21日までという、どちらかというと10月議会といってもいいくらいの日程で進みまし

た。9月はご承知のように決算の時期ですので決算議会という形にもなっておりまして、決算特別委員会が設置されまして、22年度の決算について審議をしたという形になっております。

本会議では、市長の所信表明に関しての質問と答弁が出ております。教育に関していいますと、子育て、子どもの学力づくり、現状の立川の子どもの学力について、そういったものがかなり出ております。それから新学校給食調理場用地の問題、これは学校給食という部分で安全・安心な野菜とか食物をということで、特に放射能についてはどういう基準でやっているのか、そういった部分が非常に多く出ました。6月議会のときには、どちらかといえば防災に関連したものが多くありましたが、9月は放射能のことがかなり出ています。教育委員会の中では、小学校・中学校はもちろんのこと、公園とか100ヶ所くらいを選んで放射能の検査をしていて、かなり手広くやっている部分だと思いますが、やはり「安全・安心の部分はどうなのか」という質問が集中しました。

文教委員会のほうでは、所管事項の質問ということで稲橋議員から図書館の指定管理者制度導入の検証について「どういうふうな形で検証するのか」という質問が出ました。これには、「前にもご報告させていただきましたけれども、指定管理館の導入状況調査報告というものをお配りしており、そちらと同じです」というお話をしたんですけれども、改めてということで御質問いただきまして、幅広く図書館基本計画をどういうふうにしていくのか、そういったところまで御質問ございましたが、当然ながらそれに準じてやっていくんだという話をさせていただきました。

それから、一般質問のところでは一番多かったのが防災の部分と放射能の部分ですね。あとは、健康ということで学校給食がらみのところがかなり出ていたという形になっています。

決算特別委員会の中で図書館に関する部分では、「決算数値としてレファレンス件数と登録者の件数が少し落ちてきているんではないか、その原因は何か」という質問がございました。23年度になってからもどちらかといえば下がってきているんですが、登録者については三年使わなかった方については切り替えをしていくということもありますし、年によっていろいろな捉え方がございますので、単純に登録者が減ったのは呼びかけが足りないからなのかどうかという、これは反省すべき部分なんですけれども、いろいろな原因が考えられるということです。

レファレンスについては厳しいご指摘を受けました。確かにレファレンス自体はいまのところ、どちらかといえば受動的にやっている部分というか、レファレンスやってくださいよという形で呼び込みするわけにも行きませんので、そういった部分があります。ひとつの要因としては、皆さん図書館で聞くっていうのは難しい、専門的になってから聞くというような傾向があるのかと思います。いまは簡単にインターネットである程度のことは調べられる。ただ、やはり図書館で本を通して聞

かないと分からない、そういったところではレファレンスの必要性っていうのがあるわけですので、そういった部分で質が上がっていくような形をこれからも考えていきたいというお話をさせていただきました。これは五十嵐けん議員からの質問です。

安東議員からは、「図書館ボランティアさんがたくさんいろいろなことをやっている中で、ボランティアさん向けの講座がいろいろあるようだけれども、どういう形でやっているのか」というような質問がありました。おはなし会とか読み聞かせをやっていただく方のスキルアップのための講座もあるし、そうではなくて養成をしていくという形の講座もある。そういった部分があるけれども、図書館とボランティアさん、それから一般の方が一緒になって作り上げていくような形の講座になっています、そんな答弁をしました。いいことなので、ぜひ、これからもどんどんいろんなことやってくださいというような、激励のような質問で終わったという形です。

ちょっと簡単ですけれども、9月議会については以上です。

＜副会長＞

ありがとうございました。いま館長の方から9月議会のご報告いただきましたが、この件に関して何かご質問あるいはご意見はございますでしょうか。

いかがですか。よろしいでしょうか。

（2）指定管理者モニタリングについて

＜副会長＞

それでは、報告事項（2）にいきたいと思います。指定管理者モニタリングについて館長のほうからお願いいたします。

＜館長＞

指定管理者が試行導入された部分につきましては、市全体の指定管理者を統括するセクションがございます。資料を開けていただいて7ページのところに、『立川市公の施設指定管理者評価シート』というのがございます。平成22年度の指定管理者は、図書館だけではなく児童館であるとか八ヶ岳山荘だとか様々なところがあり、実際にはこの指定管理の評価シートに基づいて達成されているかどうかを評価するんですが、特に図書館の場合には非常に専門的な部分もありますので、この評価シートを作るにあたっての参考資料ということで、図書館内に検討委員会を作って図書館員の目から見た評価をまず作り、それを参考にして公の評価シートができたという形になっています。

実際のところ、この公の評価シートの部分については、9月議会で行政経営のほうから報告がなされ、これは当然公開されている部分ですが、私どもが作ってここに出しました前段の図書館のモニタリングのシートについては、参考という形

でやられています。これは公表している部分ではありませんけれども、図書館協議会ですので、あえて出させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

1ページからの『図書館指定管理者評価シート』の形式ですが、これは業務の履行状況調査のしくみについてはこのシートの通りですけれども、ひとつめは「運営体制」、ふたつめは「利用者サービス」、次が「管理・運営業務等の円滑な実施」と、三つの分野に分けてそれぞれに評価のポイントを設定しています。評価につきましては「4」が優良ということでほとんど100％できている、「3」が適当ということで75％程度、「2」は課題があるということで50％、「1」が要改善ということで0％、このように評価をします。得点の計算例といたしましては、「本来は4点が最高だが、これは重要な項目であるから8点が最高点」というふうに、項目ごとの配点×評価で点数が出てくるというふうな形になっています。評価基準についてはこのような形になっておりますが、これをご覧いただいた上で、評価シートの最新のものについては行政経営課のほうで情報公開をしておりますので、ホームページ等でぜひご参照いただければと思います。

モニタリングについてはこんな形でやっているんだ、ということでご承知おきいただければと思います。以上です。

＜副会長＞

ありがとうございました。ただいま、指定管理者モニタリングについてということで館長から報告がありましたが、これに関してご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

＜A委員＞

単純な質問なんですが、最初のページの幸図書館のところに「配点」ってありますよね。運営体制のところでは5項目あって合計24点。それで、その次の「評価」っていうのは？

＜館長＞

評価は4点が最高で、4・3・2・1となっております。

＜A委員＞

これは実際の点数ということですか？

＜館長＞

そうですね。各評価にはパーセンテージがありますから、それを配点にかけると実際の得点が出る、という形ですね。

＜A委員＞

右側は図書館の中でつけた点数ですか？

＜館長＞

右側の『自己評価』のところは、指定管理者が自己評価をしている部分です。

それについて、図書館としての評価は若干違っている部分も出てくると思います。
＜A委員＞
　あんまりよく理解できないんですけれども、2項目めのところの配点が8で評価が3、得点が6、というのは？
＜館長＞
　これは、評価が4であれば100％ですから……いま、資料をお配りします。

（資料配布）

＜館長＞
　確かにこの、評価の部分というのはいろいろなやり方があるとは思います。一番手っ取り早いのは「できているのか、できていないのか」、○か×かというやり方ですが、それはちょっとあまりにも簡単すぎるのかなということと、きちんと固まっていて「こういう評価で行ったらどうか」という部分が、指定管理についてはなかなか出ているところではないんですね。
　先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、市でおこなっている立川市公の施設指定管理者評価、ここのところの図書館の業務内容は専門的な部分がありますから、たぶん分かりづらい部分があるだろうということで、図書館としてのモニタリングをしたうえで、参考としてお出ししたものになります。
＜B委員＞
　ちょっとよろしいですか。いま見たばかりで全然読み切れてはいないんですが、市の評価としては百点満点で言うと何点くらいになるんでしょうか。
＜館長＞
　14ページのところに「総合評価」というのが出ております。そこのところでは「S・A・B・C」というランクの中で、幸図書館は総合的に「A」という評価をいただいております。錦につきましても、22ページのところになりますが「A」という評価になっています。
　公の施設の評価シートの項目については、自己評価と一次評価という部分がありますが、自己評価の部分を厳しく見て直した部分もあります。「S」という評価はあまりないだろう、というのが市の項目評価の考え方となっております。
＜副会長＞
　市の図書館評価というのは、市の中の図書館という組織として？
＜館長＞
　こちらは市全部です。そこのところは実はまだ、第三者評価というものがない。そこのところが検討課題かな、と思っております。
＜副会長＞

最初のほうは指定管理者が自己評価をしたのと、市の中の図書館として評価をしたものになる、ということですね。
＜館長＞
他の指定管理については、そういう評価なしでいきなり本評価に入るところがほとんどですが、図書館は特別なところがありますので、図書館としての評価を参考としてお出ししている、という形です。
＜B委員＞
今おっしゃった評価というのは、評価された方は市の“なんとか委員会”とか、そういう方々になりますか？
＜館長＞
市の総合政策部長、副市長を含めた『評価委員会』があります。
＜B委員＞
そこに第三者の方は入っていますか？
＜館長＞
第三者は入っていません。
＜B委員＞
そこで、7ページ以前の評価というのがありますが？
＜館長＞
これは図書館職員（による評価）です。
＜B委員＞
その図書館職員で評価した場合、だいたい何点くらいになりますか？
＜館長＞
幸図書館が78点、錦が77点です。指定管理者の自己評価では幸が79点ですけれども、実際の市の評価では1点マイナスの78点となりました。錦については78点が77点、まあちょっと厳しく見たかなというところになります。
＜B委員＞
もうひとつ。ここに市の評価が書かれて『評価ポイント』というのがありますが、これは要するに仕様書で定められた水準と同じものでしょうか？
＜館長＞
はい。
＜副会長＞
私のほうから一点よろしいですか。これ自体、幸と錦の指定管理者の評価だと思いますが、基本的には全図書館に対しての評価がされる中で、比較検討ができない。ただ単に指定管理者を評価しただけ、というような状況に、たぶんなると思うんですよね。これで良い悪いはなかなか言えないかも知れない、というのが少し気になる点です。

＜館長＞
　おそらく、おっしゃられた通りで、他の施設の指定管理についても全体のところでの評価はないと思います。
＜C委員＞
　これは毎年、こういう形でやっていくのでしょうか。それとも、来年度はまた見直しをされますか。
＜館長＞
　市の全体評価の部分が変わるようであれば変わってくると思いますが、今のところ示されておりませんので、毎年この形でやっていくことになるのではと思います。
＜C委員＞
　図書館内部の評価シートについても？
＜館長＞
　そうですね。いろいろ検証していく中で、必要性が出てくれば作り直しをしていかなければいけないとは思っていますけれど。今のところ、この形で行こうかとは思っています。
＜C委員＞
　これでいいとは思う、といったところですか？
＜D委員＞
　『今のところ』ね。
＜C委員＞
　ちょっと気になったのは7ページのところ、一番下の『利用実績』ですが、21年度と22年度を単純に数字だけで比較しているんですけれども、（指定管理館は）開館日とか開館時間が拡大していますよね。そういうところを考慮しないで数字だけ比較して「S」とつけていますが、すごく自己満足なんじゃないかと思います。前よりこれだけ（開館日・開館時間が）増えているわけですから、その部分をきちんと換算して計算していくのが正当じゃないかと思うんですけれども。「S」がつくのは何となく疑問だなと思います。
＜副会長＞
　先ほど申し上げたように、基本的には基準があいまいではあるだろうと思うんですよね。だから比較にはならないし、当然いまCさんがおっしゃったように、開館日が増えれば貸出冊数や利用者は増えるわけです。他と比較ができない。自己評価の「S」というのも、信憑性の問題が出てくるかも知れません。
＜B委員＞
　100点にならなかった課題みたいなものはありますか？
＜館長＞

100点を目指していくというのは検証の途中になろうかと思います。それと、指定管理者を導入していくときに現状のサービスを維持するのはもちろん、新たなサービスを展開していくんだという中では、それこそ今度は日数とか利用者数でないところの評価――企画展示であるとか自主事業のところに人がたくさん来たから評価が高いか、という部分――は、どうしても残るとは思うんですね。

課題としては、結局のところ指定管理者がやっていても直営でやっていても、同じ“サービス”と言ったときに受け取る側の利用者のほうの『声』、アンケートとか、そういった声が第三者評価になるだろうとは思うんですけれども、指定管理のところでは取れていても直営のところではなかなか取りきれていない。いま副会長が言われたみたいに、正確に比較をするにはどうしたらいいかというのが評価する側の課題としてはあるのかな、というふうに思います。

＜C委員＞

そのようなことが課題となっているということですが、直営のほうでも投書箱を設けようとかアンケートやろうとか、課題解決に向けての取り組みというのはされるんでしょうか。

＜館長＞

順次検討していきたいとは思っています。

＜C委員＞

ぜひ、投書箱は置いてほしいと思います。どこの館でも置いて、正確な比較ができるようにしてもらえたらと思います。

＜副会長＞

私も、これ自体指定管理者ではやっていて、これがつくのは当然じゃないかという気がします。

＜A委員＞

すみません。今のことに関連して、当初ふたつの図書館を指定管理者に移行する“目的”というのがあったかと思います。「こういう効果があるから」とか。そういうことに対して、当初移行する時の目的に適っているかどうかというのがひとつ、必要だと思うんですよね。それと、さっき副会長がおっしゃったように、他の図書館と全部同じような基準で比較をするという。この二つをぜひ考えていただきたいと思います。

＜会長＞

前も申し上げたかもしれませんが、私は行財政問題審議会の委員をやっておりまして、立川の行政評価の在り方、特に外部評価・第三者評価をすべきかどうかという、このあたりを議論して、今月に答申が出る予定になっています。結論としては、「指定管理者についても外部評価をすべきだろう」という答申の内容になっています。

ただ、公の施設というのはそれぞれの設置目的、かなり専門的な知識も必要じゃないのかなという、誰が評価するのかということで、それぞれの分野の専門家が関わる必要があるんじゃないか、それから一般市民が加わる必要があるんじゃないか、そんな内容でだいたいまとまって来ています。

もうひとつは、指定管理者制度を導入した図書館とそれ以外の図書館を同じ指標で評価をして比較をする、これが必要じゃないかと、そんなことを含めて意見を出しております。そういったことも盛り込まれた答申になろうかと思いますが、それを受けて来年度は立川市がたぶん外部評価、第三者評価を取り入れるんじゃないかという期待を持っておるんですけれど。あるいは、館長のほうで次の一月の協議会時点で答申がもし出るようでしたら、指定管理者のほうだけでも皆さんにお配りしてはどうか、というふうに思います。

＜副会長＞

はい。他にいかがでしょう。

……そうしましたら、報告事項の（3）に行きたいと思います。

（3）全国図書館大会多摩大会について

＜副会長＞

この13・14日に全国図書館大会が多摩で行われております。立川市の館長は館長会の会長ということで大変だったと思うんですが、そのあたりの報告をぜひお願いいたします。

＜館長＞

いま副会長からお話があった通り、10月13日・14日の二日間にわたって、全国図書館大会の多摩大会という位置づけで、東京では何度も開かれているんですが、多摩で開かれるのは二十数年ぶりということで聞いています。調布のグリーンホールを主会場として、13日に全体会で基調講演があったあとシンポジウムがある、という形のものをおこないました。日本図書館協会が主催しているものですけれども、立川市も、それから立川市の教育委員会も後援というかたちで参加しております。

今回は、震災のときに図書館は何ができるかとか、図書館の現状ということで、全体会のシンポジウムの中では、宮城と、宮城の県立図書館長と、岩手の県立図書館長、気仙沼の教育長……すみません、（資料を）持って来ていないので頭で覚えている分ですが、そういった被災地の図書館の方からの報告を聞いたうえで、現状はもちろん、どういった支援をしてもらったか、今後どういうことを支援してもらえれば助かるのかという、そういった切実なお話がございました。中には、図書館に本を送ってもらえるけれども、ただ単に送って来るだけ、それこそリサイクル本のような形で「これを送れば喜ぶんじゃないか」といってどんどん送ら

れて来るけれども、送ってもらったものを仕分けする人がいない、そんな中でどんどん送られてきても逆に困ってしまう、そこはちゃんと連携を取れるような、連絡を取った上での支援をお願いしたい、というお話がありました。

それから、ウェブを通じてでしょうけれども、システム上のトラブルがあったでしょうとかいろいろな助言をいただくんだけれども、現実に機械がなかったりするわけなので、物的な部分を含めて“何が足りなくて何が欲しいのか”を聞いていただいてから支援の手を差し伸べていただきたい、という痛烈なお話があり、その通りだと感じまして、そんな全体会でございました。

全体会には、文部科学省の生涯学習局長、社会教育課長、それから調布の長友市長、そういった来賓のところに私も入れていただいたわけですが、私はしゃべることなくただ頭を下げている、そういった状況でございました。

全体会はそんな形で、たくさんのボランティアの方や職員の方、それから多摩の図書館の職員が参加して、一緒に運営をしていった次第です。翌日は18の分科会に分かれて、会場を調布だけではなくて、多摩市、それから町田市、立川市の女性総合センターのホールでもひとつの分科会を行いました。運営自体は日本図書館協会が一手にやっているんでしょうけれども、なかなか当日現地に入っていろいろ運営するっていうのは非常に大変な部分があって、私も椅子並べなどをやりましたけれども、10時から始まるのに会場は9時からしか入れなくて9時半に受付をやる、というのは非常に至難の業だなと感じました。

そんなような形で18の分科会は無事終了したようですので、多摩の市民の図書館についての報告もありましたし、多摩の図書館大会としては成功したのかなと思っております。

分科会についてサービス第二係長から何かありますか？　案内をしていて内容をあまり聞いていないかも知れませんが。よろしいですか？

＜サービス第二係長＞

はい。

＜館長＞　B委員も運営スタッフとして来られましたが、何かございましたら。

＜B委員＞　全体会だけでしたので。

＜副会長＞　展示にも来ていただきましたね。

＜館長＞　展示が良かったという声は多くいただきました。

＜副会長＞　C委員のほうからは。

＜C委員＞　18（分科会）ですね。

＜副会長＞

そうですね、18（分科会）が特徴的なところですね。協議会とも関係する。

＜C委員＞

市民との関わりみたいな……講演は、市との協働について、いろんなふうに協

働できるんだよという話でした。静岡の草谷さんという方や、図友連（図書館友の会全国連絡会）の福富さんのご報告がありまして、私たちも図書館を考える会という“友の会”のメンバーですので……代表の方たちと一緒に国のほうに働きかけたりして頑張っているな、という話でした。

＜副会長＞

そういう“友の会”の連絡会がある、ということですか。

＜C委員＞

そうです。そういう分科会は初めてだったんですよね。18番目よりももっと前に行きたいね、という話もしていましたけど。

＜B委員＞

あと、案内で立っていてよく聞かれたのは、「図書館大会ってなんですか」という質問でした。いまいち浸透してないかな、というような感じです。

＜副会長＞

ぜひ多くの方に、ということで、今回は市民との関係を多摩できちんと考えていこうということで18分科会がありました。協議会ですので、協議会の中身ですね、協議会でのいろいろな取り組みというものも課題として18分科会では挙がっておりました。

私も本来、そっちへ行かなければいけなかったと思うんですけれども、第11分科会の資料保存委員会を私のほうでやっておりましたので、そちらにずっと関わっておりました。府中でやっていたんですけれども、70人以上の方に来ていただきました。今回被災して、資料が海水でだめになるというような状況が起きていますけれども、それをいかに修復するかというようなのを実際に実演なども含めてやりました。なかなか好評だったかな、というふうには思っております。

一番好評だったのは、実際に汚れた資料をどう修復していくかというのをやりましたので、それは大変好評だったかと思っております。

……はい、どうぞ。

＜E委員＞

私は行かなかったんですが、何分科会だったかちょっと分かりませんけれども、デイジー（DAISY）の全国基準っていうのがもう5年くらい前から作る作ると言っていてようやくできましたというので、やった方からお話をうかがったり、それが28ページにあるんです。自分でダウンロードしてやるんですけれど……

＜副会長＞

すみません。先にデイジーの話をしたほうがたぶん良いですね。デイジー自体が分からない方が、たぶんいらっしゃると思います。

……あの、視覚障害者の方に今まではカセットテープで録音図書という形で貸出していたんですが、最近はCD（-ROM）なんですよ。やはりCDのほうが使い勝手

が良いということで。そのCDのことをデイジーと呼ぶ、ということです。
＜E委員＞
　そうです。それで、簡単に言えばということで1枚いただいたんですけれども、初めに何を言うかとか統一されてなかったんで、本の題名をまず言ってとか、立川市図書館というのが先に入れたりとか、全国でいろいろあったようなんですけれども、今度はっきりそれ（基準）が出た。
　だからと言って、これに沿って全部やるというわけではなくて、やはり利用者の方っていうのはいろいろ言って来るわけですね。「ここは要らない」とか、「こういう風にやってほしい」とか。そういうのはもう、個人に差し上げるものは仕方がないのでそのようにいたしますが、いちおう統一できたということで、特にこれは図書館のためのっていうことが、東京デイジーっていう多摩にあります、そこがわりと中心にやっていらっしゃいまして、そこの方からの連絡がありました。今日もちょっとその話を午前中、私たちの定例会がありましたので、報告がありました。
　そういう会もあった、ということだけご報告です。
＜副会長＞
　障害者サービスの分科会ですね。
＜E委員＞
　はい。その中での話です。
＜副会長＞
　サービス第二係長のほうで補足はありますか？
＜サービス第二係長＞
　はい。私はその分科会には出ていないので、はっきりと聞いたわけではないんですけれども、いま委員さんが言われたように、全国統一の基準作成というのは何年も前から取り組んでいたんですが、なかなかうまく進んでいなかったという。それが今回の図書館大会で、初めてきちんと完成したものが配られるということで、たぶん分科会では一番大人数だったかと思うんですけれども。障害者サービスの分科会が。
　ただ、やはり直前で何があったのか私のところまでは分からないんですけれども、いまおっしゃられたように、現物は配られることはなく「どこどこからダウンロードしてください」というようなことでしかなかったということで……
　何ていうんでしょう、デイジー、デジタル録音図書を作成している団体がいくつもありまして、それぞれが、極端に言ってしまえば同じことをやっているんですけれども、デジタル録音で何が一番良くなったかというと、頭出しが容易にできるわけですね。頭出しをどこで取るかの基準が一番大きなところなんですが、それが微妙に、ちょっとずつ違っているということで利用者の方にも……いまは

それが全国流通していますから、北海道で作ったものをこちらで聞くというのが簡単にできるようになっていますので、早急に全国統一というのが望まれているところでもあるんですが、それぞれの団体のいろいろな考え方というのがうまく行かないとは思うんですけれども。

今回も、はっきりとした形で「これです」という提示はなかった、というふうに聞いています。ただ実際には、いまおっしゃられたように、自分のところでネットでダウンロードできるということにはなっていますので、当日参加された方も帰ってから自宅でダウンロードしてそれをやっとそこで見るというような形で、何とも不自然な会だったとは思いますけれども、これが公表されたことで今後ちょっと物議が出るのかな、という感じはします。

私などは直接的な何の関わりもないので分からないところはあるんですが、右往左往しながら基準作りがされていて、ある一定のところができたというのが今回の大会だった、と思っています。

＜副会長＞

ありがとうございました。

視覚障害者の方にとって、録音図書は大変重要な情報源ということですので、それをCDでうまく録音してお渡しするときに一番聞きやすいような状況にしたい、その基準が一定程度できそうだなという感じですね。

他にいかがでしょうか？

あとですね、今回東京でやりましたが来年が島根になります。その次が九州なんですが、その次が東京に戻って来ます。この時が100回目になります。100周年の図書館大会ということになりますので、先ほど「図書館大会って何？」というようなお話がありましたけれども、もうちょっと図書館のことを分かっていただけるような大会にですね、100周年に向けて動いて行きたいなという気はします。

他によろしいですか？

＜館長＞

いま副会長から「来年は島根」という話がございましたけれども、島根の方が第1分科会にいらしていて「参考のためにぜひ写真を撮らせてください」と来たんですが、ここにいるのはみんな多摩地域の図書館職員の方ですと言うと、「そうですか。島根で図書館職員はこんなにいないから、島根大会はちゃんとできるかどうか心配だ」という感想を言っていらっしゃいました。

何が言いたいかというと、図書館職員が率先してやっているわけですけれども、運営の部分をやってしまっているわけですから、実際に参加して勉強をするというのがなかなかできないのではないか。また、6,000円という会費を払うところでも公費が出るわけではない。自分で行ってということになると、しかも平日休みを取ってとなると、運営するよりは参加するという形でやってもらったらどうか、

というふうに感じます。
＜副会長＞
はい。では、(3) の全国図書館大会多摩大会の報告についてはこれで終わらせていただきます。

（4）その他
＜副会長＞
報告事項の議題にはないんですけれども、先ほど会長からもお話がありましたように、絵本を届ける、読書ウィークの関係ですね、これがございますので館長の方からお願いします。
＜館長＞
では、お時間をいただきます。
ひとつにはカラー刷りの『たちかわ読書ウィーク』のチラシがございます。全国的には国民読書週間ですが、立川では独自に『たちかわ読書ウィーク』ということで10月27日から11月9日までという期間を決めまして、いろいろな取り組みをしております。
昨日から始まっていますが、先行という形で10月22日に講演会がございました。これからですけれども、明日の29日が『科学あそび』でしたか。
＜C委員＞
チラシの表紙の部分が文庫連と図書館の共催でやるものですけれども、上の部分は先週の講演会で終わりまして、『科学あそびの部屋』と『大人のためのおはなしの部屋』は明日になります。午前中の『科学あそびの部屋』は親子でということだったんですが、今年はなぜか申込みが少ないということで、お孫さんと参加してほしいということで範囲を広げました。これ、すごく内容が面白いものですので、いろいろ作ったりもします。午後は『昔話を楽しもう』ということで、大人の方向けのおはなし会をします。
あと文庫連としては、一番後ろの『わくわくホリデーおはなし会』ということで全館一斉におこなっているものがありますが、今年は6日におこないます。
＜館長＞
いまお話のあったように、文庫連さんによる地域文庫まつりがあります。このほか、昨日から『インターネット情報へのアクセス指南』ということで、今日も午後に4階でやっております。30日には『ラテンアメリカ文学に魅せられて』ということで、太田昌国さんを迎えての講演会があります。これもまだ席がありますので、ぜひ参加をしていただきたいなと思っております。
それで、この『たちかわ読書ウィーク』の中でもうひとつ、立川市の図書館として被災地支援ということで何かできないかということで、実行委員会等でいろ

いろ論議しまして、お手元にあるチラシをお配りしました。先ほど会長からもお話がありましたように、「立川市の図書館から石巻市の図書館へ、子どもたちに新しい絵本を」ということで『絵本を届けよう』という取り組みを昨日からやっております。

なぜ新しい絵本かということですが、先ほど申し上げましたけれども、いろいろなところから支援で本が行きます。新品同様のものもあれば、そうでないものもある。何よりも、むやみに送られてもそれを整理して開架に置こうという人が、それこそ職員の方も亡くなっていたりしていますので、いないわけです。うちの職員もボランティアで現地に行ったりしていますが、そこで子どもたちがピカピカの新しい本があるといいなと。

それで、どういうふうに届けるかという話ですが、義援金で参加していただくという方法もありますけれども、それが直接絵本になるかどうかという話のところでは、本を皆さんに買っていただいて、それを図書館が代わって届けたらどうかという、そういうような取り組みです。主催は立川市の図書館ですけれども、立川の書籍商の協同組合、本屋さんの組合さん等に協力をいただきまして、協賛には立川幼稚園協会も入っていますし、地域文庫連絡会さんにも協賛していただいています。

それで、裏面を見ていただくと分かるんですけれども、立川市図書館で基本図書というのを選んでおります。その基本図書の中から60タイトルを厳選いたしまして、その中からお好きな本を選んで購入していただいて、お近くの図書館に持ち込んでいただくと。その時に、向こうに届けるためのメッセージカードというのも書いて、それを添えて、これは読書ウィークに合わせてやりましたが11月いっぱいまでの受付をさせていただいて、来年こちらの図書館職員で届けに行こうということです。

実際に絵本を買っていただいたら、その書店に預けてもいいですし、図書館のほうに来ていただいてもいいんですけれども、昨日の段階では20冊程度届けられております。先ほど、朝日（新聞）の取材も来てサービス第二係長に対応していただきましたけれども、うまく載ってくれるといいなあと思っております。『絵本を届けよう』という企画です。よろしくお願いいたします。

もうひとつ、資料をお配りしておりますけれども、図書分類別一覧ということで、前回委員さんのほうから……指定管理だけではなく全体という形で出させていただきますけれども、こんな形の分類で所蔵をしておりますので、資料としてお出しいたします。それから、平成22年度の立川市図書館の事業報告、これもできあがりましたのでお配りしております。それから『立川の教育』の23年度版もお配りしております。それから『みんなの生涯学習』ということで、生涯学習推進センターから来ておりますけれども、こういった形でお配りしております。

資料の説明と、先ほどの読書ウィークの『絵本を届けよう』の説明は以上です。
＜副会長＞
はい、ありがとうございました。
読書ウィークが始まっていますし、文庫連さんの企画や図書館の企画などありますので、ぜひご参加いただければというふうに思います。それから絵本を届けるということで、ただ単に本を届けるということではなく、うまく整理して支援をして行こうというような取り組みだと思いますし、なかなか良い取り組みだなというふうに思いますので、ぜひ皆さんご協力いただければと思います。
＜E委員＞
メッセージカードは良い取り組みだなと思いました。
あと、義援金だとどこへ行くか分からないというお話がありましたけれど、「このため（絵本のため）に義援金をしたい」というのはないんでしょうか。
＜館長＞
市としてそれをやるのは難しいと思います。実際にそのお金で絵本を買うという行為が市として行えるかというと、予算で取ったお金ではありませんし……
＜E委員＞
していただくということは、できないと。
＜館長＞
難しいですね。
＜F委員＞
個人で購入というお話がありましたけれども、これは重複しても構わないんでしょうか。
＜館長＞
どの程度、「この本は何冊まで行った」というような情報はホームページのほうに載せておりますので、できるだけ分散してうまく行くようにと、そういった形にして行きたいと思います。同じ本だけが何十冊あっても、というのはありますので、そこは状況を見ながら書店のほうでも話をしてもらおうと思います。
＜F委員＞
書店のほうでも分かるようにはなっているんですか？
＜館長＞
見れば分かるようにはなっています。
＜副会長＞
ぜひ本を買っていただいて、本を見ていただきながらメッセージをつけて渡していただいたほうが、より良いかなというふうには思います。一度、送る本を皆さんに見ていただいたほうがいいかな、と。
＜C委員＞

ここにある60冊は、すべて書店で用意されているんでしょうか？
＜サービス第二係長＞
大きいところは、例えばオリオン書房のノルテ店やルミネ店などでは60タイトル用意してあります。小さい書店さんではそこまでなかなかできないんですけれども、注文等で書店間を動かせるようにはなっておりますので「この本を」と言えばすぐに手配できるようになります。
＜副会長＞
よろしいですか？
……はい。そうしましたらば、報告事項を終わらせていただいてですね、協議事項に入らせていただきます。

【3】協議事項
＜副会長＞
前回のところで、意見具申の案について会長と副会長にお任せいただけるということで、館長も含めて話をさせていただいて、皆さまのところにお送りしたような意見具申の案を作っております。私のほうで前から作っていたものはその後につけるということで、会長のほうで一定程度まとめていただいた中身を骨子として1枚目に持ってきております。それからあと、細かい具体的な中身について書いたものはその裏側からついているわけですけれども、単なる資料というわけでなく中身含めて意味あるものとしてまとめさせていただきました。
ただ、前回の案にはいくつか固有名詞が入っていたので、そのあたりは取らせていただいております。皆さんのところにお送りしておりますので、あらためてここでもう一度読むということはいたしませんが、ご意見をいただくというようにしたいと思います。これでもう、意見具申という形にしたいと思いますので、細かい部分の修正については一応終わりということになります。
というようなことで、皆さんいかがでしょうか。
＜A委員＞
2枚目の「１　見直しの必要性」のところですが、ちょっと気になったのは上から3行目から4行目にかけてです。「学習権」といった言葉はあまり聞いたことがないですし、「学習権」とか「知る権利」という言葉は特になくても意味が通じるように思います。あえて書く必要はないのではないでしょうか。
＜副会長＞
ここの部分に関しては、図書館が存立するたいへん大きな権利ということで言われている中身ですので、それほど突拍子のない言い方ではない、というふうには思います。あるいは「知る自由」とかですね。

＜A委員＞
　それはもう、基本的人権の中で全部言われていることですから。あえて出すというのは。
＜副会長＞　それを出しては悪い、というわけでもないと思うんですよ。
＜A委員＞　私はなくてもいいんじゃないか、と思うんですが。
＜副会長＞　いや、やはり私はあって、必要だというふうに思うんですよ。
＜A委員＞　その「学習権」という言葉は聞いたことがなかったんですよね。
＜副会長＞　よく使われてはいますね。図書館界の中でだけかも知れませんが。
＜A委員＞
　何となくね、こだわっているというか違和感を覚えるのは、市と協調して限られた予算の中で最大限の効果を考えてやって行こうという中で、赤い旗を立てて市の反対の立場から要求していく、というような感じを受けましたので。
＜副会長＞
　ただ、ここ自体は基本的な図書館の話を言っているだけですので、要求しているということではなくて、見直しの必要性ということですから。
＜C委員＞
　ここのところに関して言わせていただくと、「図書館の役割はこういうものですよ」というだけですので、まったく問題はないと思っています。こういうものなんですよ、ということを改めて認識するということでいいんではないかと私は思います。

（しばし沈黙後、委員挙手）

＜B委員＞
　LDについては再生機器の生産が中止になって、それから利用者が減少しているということを大きな理由として挙げていました。再生機器については、そういう事情があるならと私も思っていました。
　ただ、それに代わる視聴覚資料はゼロにするわけにはいかない、それに代わるものは何かということを、対案があってもいいのかなという気がしています。その対案として、私としては最初のときから主張しておりましたけれども、今日いただいた資料の中にもありますように、いま資料としてはDVDがですね、一番現実的であると思います。
　もちろん予算の問題もありますから、全部一度に変えるということはできませんけれども、少しずつ計画的にということはできると思います。そういった点で、この中に「先のことを考えるとDVDが（次世代の記憶媒体として永続的に使えるのかという問題がある）……」というような部分がありますけれども、いま我々の

任務として、いま現在視聴覚資料として現実的で利用者が一番要求しているものは何なのか、というものに応えるべきであって、十年後・二十年後のことまで考える必要はないのかな、と思います。

そういう意味で、答申の中に若干DVDについて否定的な言葉の並んでいる箇所がありますけれども、このあたりについて私は少々賛同できないかなと思います。特に「６」の（２）はそこまで言っていいのかな、という。

DVDがなければどういうものがいいのか、LDに代わるものは何なのか、というものですので、公共図書館の理念として、LDをやめるだけのことで終わってしまうと、これは視聴覚資料を継続させるという役割を我々も放棄することになる、それはまずいのではないかと思いますので、やはり一定程度道筋をつけるような、「視聴覚資料とはこういうものが必要だ」という。そういった点では、（２）で「（DVDは）現実的でない」というふうに書いてありますけれども、私は一番現実的だと思います。

＜副会長＞

そういう意味ですね。なるほど。我々は財政について考える必要がないので、今あるものをDVDに変えていくというのが我々の要求だと。そういうことですね。

＜B委員＞

はい。

＜副会長＞

他にいかがでしょうか。いま二点ほどご意見をいただきましたが。

＜C委員＞

視聴席については具体的に触れていないんでしょうか。正直、残して欲しいなと思っていますし、そういう意見を出しておりますけれども。

＜副会長＞

視聴席を残してもらいたい、ということですか。

＜C委員＞

そうですね。ここではBさんと同じように、とりあえず見られるようなものを、と。財政の状況もありますが。難しいですよね。

＜D委員＞

機械がだめになっちゃってるから。

＜C委員＞

でもDVDは見られる機械がないじゃないですか。LDはね、なくしていこうという形で……

＜B委員＞

DVDが否定されるのであれば、LDがなくなるまで使うというというか。壊れて動かなくなるまで使うということになりますか。

＜館長＞
LDをなくすというお話がありましたが、LDをなくそうというふうには元々思っていなくて、LDはLDの価値があるわけです。ただ、LDの生産がないだとか、機器が壊れて来ているので、もう少し他のことも考えたほうがいいかなという。LDの話ありきで考えているわけではない。LDを残すにしても、著作権のところから言うとあれを貸し出すということにはなかなかならない、という話ですので。
ただ、図書館にしても歴史的なものを保存していくというようなことではLDを残していくけれども、視聴席の有効活用という部分では一石を投じたというか、考えていただきたいという部分があって、（意見具申の依頼を）出したということです。
＜C委員＞
視聴席がなくなってしまうことは良くないな、と思っていまして。LDがだめなら何がいいのということを考えると、とりあえずDVDかなと思っています。
＜副会長＞
（２）のところはDVDを否定しているわけではないんですよ。
＜C委員＞
でも、この書き方は否定的ですよ。文章はものすごく。
＜副会長＞
ただ、いま全部をDVDに変えるというような予算的な措置が現実的な問題としてはなかなか難しいだろう、と。これは両方の意見があるんですけれども、現実に合わせたような方向性を取らなければいけないというご意見もありましたので、DVDは否定しないけれども財政的には厳しい、というような形にしたかったんです。
＜C委員＞
でも、これだと否定的ですよ。書き方を変えてはどうでしょう。
＜副会長＞
分かりました。えー……（２）のところは、後半を取ってしまえばいいでしょうか？　「DVDに変えていくことは、財政的な負担は大きいけれども、現在のコンテンツをすべてDVDに変えていくということも考えられます」と。
まあ、対応案という項目ですので、この変え方は皆さんがそういう方向性で良ければ。
＜会長＞
ここではあの、問題点の提起というところで、これは「買い換えるということは財政負担の問題が大きいんです」というところにとどめておいてはどうでしょうかね。
＜C委員＞
「全部買い換える」という言葉はいらないのかな、と思います。一部でもいい

のかな、と。負担が軽い程度で何とか。（実際に買い換えると）利用がすごく増えるとは思うんですよ。
＜副会長＞
　ですから、そこも含めてこの答申としては否定しているわけではないんですよ。いろいろな方策があって、やはり視聴覚資料も他の何か代替案を考えながら、という。いまの状態で行くのは無理なので代替案をきちっと考えてください、というようなまとめしかできない、という状況なんですよね。
＜B委員＞
　何かをなくして新しいことを始めるっていうのは、必ず財政的な負担が伴うわけですよ。だけど、そんな無謀なものでなければ、ここで財政うんぬんをというよりは、ここではLDをなくす代わりに代替案はこういうものだ、という、その範囲でとどめておけば、別にここで財政的なことまで触れる必要は無いんではないでしょうか。
＜副会長＞
　そうですね。
＜E委員＞
　この前の「すべて」っていうのはどうしましょう。
＜副会長＞
　ここのところは、財政負担があるところでは「すべて」という言葉がないと意味がないんですよ。すべてを買い換えていくと財政的な負担が大きくなりますよ、という。
＜D委員＞
　「買い換える」の買の字を取ってしまったらどうですか。「換えていく」という。
＜副会長＞
　そうですね。今のご意見の中での話というのは、現在あるコンテンツを全部DVDに変えていくというのも考えられます、ということですよね。財政的な部分には触れないようにして話をしていく、というようなことだったかと思いますが。
　そういうことで、良いでしょうか？
　ただ、今のお話ですと、いま代替案としての一番有効な手段というのはDVDに換えていくというようなことだと思いますので、その項目がなくなってしまうことになります。今後、この項目がないと図書館としても困ってしまうと思いますが。
＜C委員＞
　「財政的な問題」という部分を消しちゃだめですかね。「DVD資料の収集」だけにして。
＜副会長＞
　「・・・」の後ですね。これが消えると、他の項目がすべて「・・・」をつけ

ているので、他との整合性が取れなくなってしまいますね。
＜B委員＞
「考えられます」までで良いんではないでしょうか。「これだ」というふうに言っているわけではないので。
＜副会長＞
では、（２）ところは「DVD資料の収集」だけにして、その後の「・・・」を取って、「現在あるコンテンツをすべてDVDに買い換えるということも考えられます」と。ここから「すべて」を取って「現在あるコンテンツをDVDに買い換えるということも考えられます」ということですね。
＜会長＞
いま、議論の中ではやはり財政問題というのがあったわけですよね。ですから、そこはやはりちょっと残しておいたほうがいいのかなと思います。方向性としては良いと思うんですけれどもね。
例えば「現在あるコンテンツをすべてDVDに買い換えるということは、財政的な負担も考慮しながら買い換えていく」というような、そういう「財政的な負担を考慮しながら」というような趣旨を加えてはどうでしょうかね。
そもそも、議論の発端となったのは財政問題が大きなものだったわけですよね。
＜C委員＞
いま、指定管理で浮いた数百万のお金を資料費に回しているわけですよね。それを使うというのは。
＜副会長＞
ただ、それ自体をこれに換えていくっていうのは……
＜C委員＞
ええ、ですからこちらであまり財政財政という前に、工夫ってできるんじゃないかと思うので。
＜B委員＞
出発は財政問題じゃないんじゃないでしょうか。（視聴席の）利用者が少ないとか、LDの機器が修理できなくなったとか、そこが出発点で、図書館のほうからは財政問題としては出て来ていないというふうに、私は記憶しているんですけれども。
＜A委員＞
いま、実態がありますよね。半分くらいが使えなくて、新しい機種もできないし、修理費の関係――後で数字が出てますけれども。そういうことがあってどうするか、っていうことになっているわけだから、やっぱり財政ということになるような気がします。
今あるものが実際に使用に供されていない、というのがありますよね。そうい

うふうに考えると、やっぱり財政問題と言えなくはない。
＜B委員＞
　それは無駄だ、っていうことですよね。それで、いまここで議論しているのは対案についてですから、財政的な問題についてはいまここで論議するようなことじゃないんだと思うんですけれども。
＜C委員＞
　本来であれば、もともと利用者が少ない、じゃあやめようとかじゃなく、「利用者が少ないからどうしよう」と。そういうことを考えてから、あるいは同時に、議論するべきなんですよね。それを、「少なくなっているんだからやめちゃっていいんじゃないの」という、そういうような出し方だったんじゃないかと。
　でも、実際席は少なくなりましたし、アピールもあまりしていないですから、利用が減るのは当たり前かと思います。タイトルも増えませんし。それらは当然なので、それをどうやったら元に戻るかということにつながるのかな、ということも含めて考えていくべきものですよね。
　その中で、じゃあこの席はDVD見られるようにしようとか、DVD集めようとかっていうのも、ひとつの案として出てくると思うんですよ。その中で財政的に厳しいというような話が最終的に出てくるとは思いますけれども、最初から財政的に厳しいから止めようという話をこちらからするのは、ちょっと違うのかなと思います。まったく景気がいい時代ではないので、夢のようなことばかり言えないんですけれども、でも最初からここでセーブすることはないと思うんですよね。いろいろ出していく中で、これはできる、できないと分けていけばいいのかなと。
＜D委員＞
　最初にこの問題が出たときには、機械が壊れちゃって直しようがなくなってきた、部品がなくなってきたという話がありましたね。だいたいああいう機器類っていうのは、十年くらいしかもたないですから。作らなくもなりますから。寸法なんかもどんどん変わっていっちゃいますから。
　そうすると、機械を修理できなくなっちゃって、だんだん視聴覚の席が少なくなっちゃって、それでどうしようかという提案になったわけですよね。それが買い換えるという話になるとお金がかかっちゃうっていうんで、どうしようかという。これからDVDも変わって行くんでしょうけれども、最終的にはお金の問題ですからね。
＜副会長＞
　財政的なというところに関しては、こちらも心配しなければいけないということではあるんですけれども、代替案としてはDVDに買い換える、ということをしてください、というような要求は、まああり得る話かなというように思います。
　あとは会長がおっしゃっているように、財政的な負担も考慮しながらこういう

ような文言を入れるかどうか、ということですね。
＜会長＞
　買い換える、ということはお金を使うということなんですよね。そこが最終的にはネックだということですよね。
　もう一回整理をしてみますと、例えば「現在あるコンテンツについては財政負担を考慮してDVDに買い換える、ということも考えられます」とかね。こんな形であれば、財政問題もBさんなどから出された意見も取り入れられているんではないかと。
＜副会長＞
　今のお話ですと、財政的な負担を考慮して、というのはあり得ることですね。
　あと、先ほどAさんから指摘のあったところですね、学習権・知る権利を保障する機関としての公共図書館の役割というのは、いかがでしょうか。
＜C委員＞
　以前、図書館のことを何も知らなかった時にはただ本を借りるための場所なんだと思っていましたが、いろいろ勉強する中で、権利を保障する、無料で利用できる場所、そういう点が大切なんだということが分かりました。学習権とかいろいろな言い方があると思うんですけれども、図書館という言葉だけだとそこが伝わらないかなと思いますので、基本の役割の部分をもっと広くアピールしていかなくちゃいけないところなんだな、と思います。別に、行政に賛成だ・反対だということではなく、図書館はこういうものなんですよというのを言っているだけですので、削除するよりは……。
＜副会長＞
　知る権利については判例もありまして、図書館の役割ということで「こういう権利を守る機能があるんだ」ということが言われています。基本的人権のひとつとして、知る権利というのがあります。学習権の話も、図書館に関する様々な資料に出てきます。それから生涯学習の関係ですね、これにも学習権というものが出てきます。
　多くの人に知られているか、という問題もあって違和感を覚えられたのかも知れませんが、基本的な部分として押さえておいたほうが良いだろうと思います。
＜会長＞
　このあたりの部分については、一度協議会で議論したことがあるんですよね。Aさんの意見も取り入れながら、知る権利の中に広い意味では学習権も含まれているんだということで、『学習権』という部分を取ってしまって、「広い意味での知る権利を保障する機関として……」というような感じにしてはどうかと思うんですが。
＜副会長＞

いや、私は、ここは譲れない部分だと思いますね。いま『生涯学習社会』なんて言われている以上、学習権っていうのをきちんと守るしくみがあるんだということは、図書館として言っていく必要性があると思います。
＜B委員＞
知る権利と学習権は少し違いますので、一緒にするのは無理があるように思います。いま文部科学省が『生涯学習』と言っていますので、学習権というのは図書館にとっては知る権利と同様に重要な役割を果たすものです。まあ、『生涯学習』と言ったりいろいろな言い方を使いますけれど。
＜A委員＞
私は、（権利を要求するという）強い響きを感じたので……
＜副会長＞
それはよく分かります。それほど、広い意味で言えば違和感のある言い方ではないのではないかと思います。特に、生涯学習がこれだけ叫ばれている中においては、『生涯教育』ではなく『生涯学習』になった段階で学習権というのがきちんと認められた、というように思います。
＜会長＞
学習権の部分は、いま言ったような『生涯学習』という具体的な表現を取り入れてはいかがでしょうか。
＜A委員＞
でも、最初に『生涯学習』という言葉が入っていて、これを受けて学習権という言葉が入って来ているんですよね。ここで繰り返すのはちょっと……
＜会長＞
学習権というのは、どういう意味なんでしょうか。
＜副会長＞
自ら学ぶ権利です。教育ではなく、自らが自主的な意志で学んでいく権利。そういうときに、図書館というのが一番いい自己学習・自己研鑽（けんさん）の場所だという意味合いです。これは生涯教育から生涯学習に変わったときの一番大きなポイントかも知れません。自分で学んでいくんだ、という。その学びの権利を守るという意味で『学習権』という言い方がされている、ということです。
＜会長＞
そういう風に表記したほうがいいかも知れません。「自ら学んでいく権利」というふうにむしろ表現して、括弧をつけて（学習権）と。
＜A委員＞
私みたいなのが何パーセントいるかは分かりませんが、かなり引っかかりましたので。
＜会長＞

唐突な感があるのではないか、と。
＜副会長＞
なるほど、分かりました。そういう意味では、語句の説明が必要かという部分ですね。例えばオンデマンドという言葉も出てきますけれども。
＜A委員＞
一応、図書館法にも目を通したんですよ。でも学習権という言葉が出ていなかった。
＜副会長＞
図書館法自体は古いものですからね。
＜A委員＞
あと、ちょっと関連するところで……
＜副会長＞
すみません、ちょっと待ってください。先に今のところをまとめてしまいたいんですけれども。「また私たちが自ら学ぶ権利（学習権）や～」というふうにするということで、よろしいでしょうか。
……はい。ではお願いします。
＜A委員＞
「５」の（３）のところの「映像資料サービスからの撤退」というところで、「視聴覚資料サービスの意義を考えた場合、市民としては納得できないという声もあがると思われます」とありますが、『納得できない』というところに引っ掛かりました。
例の花火の問題だとか五山の送り火の問題（震災後の行事自粛）でも、よく聞いてみたら何人かの人が異議を唱えたというだけだった、ということを聞いています。あえてここで、納得できないという（少数の）方の声もあがると書いてあるのが、少し引っ掛かります。
＜副会長＞
いや、それは民主主義の基本であって……いろいろなことを言っていいんですよね。五山のときに言った人が、これはみんなの意見として悪いということだけど、それで言っている人もいるんですから、それは否定できないんですよ。
＜A委員＞
ただ、それによって全体がひっくり返ったわけですよ。
＜副会長＞
いや、ですがそれはひっくり返ることはあるけど、言論の自由があって、それでやっちゃいけないという人がいても良いんですよ。ただ、それはそうじゃない方向になることもあるわけですよ。多数という民主主義の中では。だから、これはそういう意見が出てくることもある、ということを書いたわけです。

＜A委員＞
　確かにあります。ただ、これによって左右するような、大きく公的なところで判断するなら良いんですが、短絡的に声の大きな人がいたりするようなときに行政のほうでその意見を受けてしまう、というような判断に結びついてはいけない、ということで、こういうことをあえて書く必要がないんじゃないかと。
　わずかな方の反対によって、大多数の公益になる部分を行政のほうでなくしてしまうということに結びつくのではないか、と。
＜副会長＞
　そういったことは、ここではまったく書いていませんが。それに、そういうことをなくすのが民主主義の社会の仕組みなんですよ。少ない人の意見でも尊重するけれども、それは通らない場合もありますよというのが民主主義として機能しているわけですね。
＜A委員＞
　ですから、これをあえて書かないほうがいいのでは、ということです。そういう風に受け取ってしまうのではないかと思います。
＜副会長＞
　皆さんのご意見を。
＜C委員＞
　おっしゃろうとしていることは分かります。
＜B委員＞
　私も、（３）はあえて「映像資料から撤退する」と方向性を書くのは……今までの議論でも出ていませんよね。
＜副会長＞　いや、出ています。
＜B委員＞　あ、出てますか？
＜副会長＞　出ています。
＜B委員＞
　そうなんですか。委員さんの中でそういう意見が出てないのであれば、（３）は無くてもいいんじゃないかと思ったんですが。
＜副会長＞
　ここでは、意見集約する中で「撤退する」という意見が出てきておりますので、その部分を踏まえて、こういう書き方をしたんですよ。
＜B委員＞
　私は、映像資料が必要だと皆さん考えているかな、と思って。
＜C委員＞
　あの、Aさんの言われたことも理解できるような気がしましたので、こういう表現ではなく、「図書館法に規定されている」というような書き方ではどうでしょう

か。
＜B委員＞
　映像資料が必要だ、ということを肯定的に書いたほうがいいと？
＜会長＞
　それでは、「市民としては納得できないという声もあがる」という部分をカットしてしまって後につなげるということでも……成り立つんですよね。
＜副会長＞
　これを考えたときは、「映像資料から撤退しよう」という意見と「やっぱり必要だよね」という意見と両方が出ていましたので、それをいかに表現しなければならないかということで、この文言を入れてはいるんですね。
＜A委員＞
　苦慮されたんですね。
＜副会長＞
　ですから、「撤退する」ということを、「そうじゃないよ」という意見を何か入れないといけないので、その部分が入ればそれはいいと思います。
＜B委員＞
　全部が「撤退する」という意見ではなかったんですよね。
＜副会長＞
　そうです。両方の意見が出ていました。
＜会長＞
　議論の過程で出た意見をここに載せる必要がある、という気が私もします。確かに、撤退のことについては議論したわけです。そこで、表現をさらに考えまして「図書館として映像資料サービスから撤退する、という方向については～」ということで、「視聴覚資料サービスの意義を考えた場合、特に～」としてはどうでしょうか。副会長のおっしゃった「こういう意見もあったんだよ」という前提の文章になりますからね。
　撤退するという方向性については、「撤退してもいいじゃないか」という意見と、「撤退すべきではない」という意見があるわけですから、図書館協議会としては、結論的にはここに書いた内容ということでね。
＜B委員＞
　全体的に、そんなに対立した意見を感じたような気がしないんですけどね。そのあと、前段で図書館における映像サービスの意義をもっと強調しておけばいいんじゃないでしょうか。
＜C委員＞
　視聴席だけじゃないですから。視聴席については「無くてもいい」という意見があったけれども、資料全部をなくすというのはちょっと……

＜副会長＞
　意見集約の段階では、撤退ということでは……
＜C委員＞
　席だけじゃなくてですか？
＜副会長＞
　席をなくせばそういう方向にもなりますし。
＜C委員＞　席をなくすのと、DVDを収集するのは……
＜副会長＞　連動しますよね。私は連動すると思います。
＜C委員＞　私は別だと思います。
＜B委員＞　LDはいいけど、そこまでだったような。
＜C委員＞　皆さんもそういう方向だと思います。
＜副会長＞
　そうすると、さっき会長が言われたように、「図書館として映像サービスから撤退するという方向については、視聴覚資料サービスの意義を考え、特に地域情報に関する……」という風に入れればいいですか？
＜？？委員＞
　撤退という言葉が前にあるので、あえて「納得できない」とかそういうのが無くても、撤退という考えは入っていますよね？
＜B委員＞
　あんまり撤退というのを前面に押し出す必要はないんじゃないかと思いますが。そんなに論議が伯仲したかな、という気がします。会長はいかがですか。
＜会長＞
　撤退してもいいんじゃないか、というのは私が意見を出したんです。
＜B委員＞
　あ、会長の意見だったんですか。でも、それは会の中で言いましたか？
＜C委員＞
　（各委員の意見は）紙で出すことが多かったですから。
＜B委員＞
　では、紙で書かれたんですね。私は目にしたことがなくて、会長がそういうことをおっしゃった記憶がなかったものですから。
＜会長＞
　これは前期、第16期のときに発言しているかも知れませんね。
＜A委員＞
　私も、今期は会長がそういう発言をしているのを見たことがありません。
＜会長＞
　私は、皆さんの意見をまとめる立場ですから。

＜B委員＞
　議論になった記憶がなかったので……では、意見があったということですね。
＜会長＞
　あるいは、これは一般市民からも出る意見ですよ。「撤退すべきでない」というのは。
＜A委員＞
　撤退すべきでない、撤退すべきだ、両方の意見があったわけですね。
＜副会長＞
　はい。ですので、ここでこのように書いたわけです。
＜B委員＞
　ここで、いま、主眼はLDをどうするかということで、その中に視聴覚資料を入れるのはどうなんだという気もしますが。
＜副会長＞
　この話の中では、LDの話から映像資料全般にもう話がわたっているので、そういう他の資料も含めてというのは、議論がされている中身になるわけです。
　……えー、どうしましょうか。

（しばし沈黙）

＜副会長＞
　撤退議論に関しては「(協議会で）議論がなかった」ということですが、これはこのまま文言として残していいでしょうか。
＜C委員＞
　会長さんが意見を出されたわけですから。
＜副会長＞
　そうすると、「撤退する方向についても」と、ここはいいですね。それで「視聴覚資料サービスの意義を考えた場合……」
　どうなりますかね。視聴覚資料だけじゃない資料も残してくださいという意見もあるわけですよね。
＜C委員＞
　「特に」をなくしてはどうでしょう。「図書館の情報提供サービスの根幹に関わる問題になります」とそのまま続けては。
＜B委員＞
　視聴覚資料というと、デイジーとかそういうのは入るんでしょうか。そこまでは否定してないですよね。
＜副会長＞

デイジーの場合には、障害者サービスにも関わってきますので、また違ってきます。会長自身も地域資料関係の映像資料の重要性までは否定しているわけではないんですよ。ですので、「特に」以降の部分を削るのは……

＜会長＞

地域情報に関する映像資料やレンタル店で手に入らない映像資料、このへんは図書館の役割として提供する部分があるじゃないかと、こういう考え方を持っております。

＜B委員＞

それと映画の16mmフィルムですね。ここ（図書館）はなかったですか？

＜副会長＞

そうですね。16mmはありません。

ここの表現としては、「視聴覚サービスの意義を考えた場合、『すべて』撤退するわけにはいきません」というように、ちょっと文言を入れましょうか。

＜館長＞

意見具申の内容について私のほうから言うのもなんですが、逆に言うと、「撤退はないんですよ」ということを言うのであれば、撤退という言葉を使って「撤退は考えられません」という言い方はできるんですけどね。撤退という議論があったかどうかということではなくて、「撤退というのはあり得ないんですよ」という、そういうようなニュアンスであれば。

＜副会長＞

その場合には「撤退するという方法もありますが、視聴覚資料サービスの意義を考えた場合には、撤退する方法はありません」とか「考えられません」とかいったような文言を入れて、先ほどAさんから出たような「納得できない」というようなところを変える。その後に、「特に地域情報……」というような続き方でよろしいでしょうか。

……はい。では、そういう形でまとめさせていただいて、また会長と最終的には詰めます。他にございますでしょうか。視聴席の関係はよろしいでしょうか。

＜C委員＞

視聴席は（答申案に）入れてるんですか？

＜副会長＞

先ほどの「７」の（２）のところには、「サービスに対する態勢を縮小しているためではないか」というCさんの主張を入れてありますので、これはこれでいいでしょう。ただ視聴席の関係は、「視聴席を残してください」というような内容を入れたりというようなことはしていないわけですが。

＜館長＞

意見具申の依頼を最初に出したときは、視聴席をなくすために出したわけでは

ないわけです。逆に言うと、そこのところだけでの意見具申をいただくということではないので、「視聴席を残してください」というのは違和感があるというような、そういう感じがありますので、視聴席については触れなくてもいいのかなと思います。意見具申の場ですので。

＜B委員＞

映像資料が無くならなければ（視聴席は）必要性が残るわけで、映像資料が無くなってしまえば必要性はなくなってしまいますね。

＜D委員＞

機械がだめになったから、（席が）半分になったわけですよ。それで、半分なくなったところに書架を、という話でしたよね。

＜C委員＞

ですが、全部なくすというような話になって「ちょっと待ってよ」と。やはり席は残すと。LDがだめならDVDに変えていくと。

＜副会長＞

貸し出すということ以外で視聴覚サービスを考えていくと、視聴席ということになりますよね。

＜C委員＞

そこは、映像資料を貸し出すということと視聴席を残すということとは別の話ですから。

＜副会長＞

ただ、全部の資料を貸出できるわけではない。著作権の問題がありますから。いま入れているビデオ資料は、貸出をする場合には著作権の処理が必要になるんです。

それで、例えば「CATVを使ってオンデマンドでやる」なんていう場合には自宅でも見られちゃうわけですが、これは図書館の視聴席で見るというのが前提なんですよ。あるいは、いまインターネットで見られるという可能性がある。インターネットで見るという視聴席というのもいま設けられていて、これからも増えてくるだろうと思うんですけれども、それは確保できるんですよ。

要はこの意見具申では、そういうようなことをもっと議論してください、もっと検討してくださいということです。

＜D委員＞

ネットで見られる、ということは、パソコンを何台か入れるわけですか。

＜副会長＞

例えば、そういうことになればインターネットの端末を入れて、見られるようにはなるだろうと思います。ただ、今でも入っていますので、それを代替することは可能かも知れません。

＜D委員＞
　一台じゃしょうがないから何台か置くようですよね。場所の問題もある。
＜副会長＞
　ですから、現在の視聴席は残るんですよ。なくすという方向がなければ。
＜C委員＞
　最初は「いらない」っていう話でしたから、そこはきちんと書いておかないと。
＜D委員＞
　これからは専門書も多く置くようになるから、という話でしたからね。最初は。
＜副会長＞
　では、「７　見直しにあたっての留意点」のどこかに文言を入れましょうか。「当然、映像資料を見るためには視聴席が必要なので、きちんと確保してもらいたい」と。何番のところに入るか分かりませんけれども。（１）のところに入るかも知れません。よろしいですか？　他はございますか？
＜サービス第二係長＞
　先ほど委員さんのほうから、デイジーも視聴覚資料の一部じゃないかというお話があったんですけれども、デイジーにつきましては普通の本が読めない方――視覚障害の方ですとか、読むのが困難な方向けに、著作権法で特別に許可されているものですので、一般のどなたにでも貸し出しているものではありません。耳で聞くという広義の意味でいえば視聴覚資料といえなくもないんですが、図書館の中では一般の視聴覚資料とは明確に分けておりまして、ハンディキャップサービスの資料としております。
＜B委員＞
　デイジー自体は、映像資料ということにはならないんでしょうか。
＜サービス第二係長＞
　ちょっと難しいのは、デイジーにもいろいろ種類がありまして、映像と一体になったものあります。ちょっと名前が出てこないんですが、カタカナ言葉で……
＜B委員＞
　マルチメディア・デイジーですね。
＜サービス第二係長＞
　そうです。そういったのもあります。
＜副会長＞
　よろしいでしょうか。
　それでは、またどこかで会長と話をさせていただくということで。いま言われた中身を変えるだけですので、これで協議会の中での議論は終了とさせていただきます。
＜会長＞

ちょっとよろしいですか。副会長、館長まじえて意見交換して副会長にまとめてもらったんですけれども、今日みなさんからいただいた意見は十分に踏まえながら、最終的には会長・副会長のほうにお任せいただければと思います。ただ、私どもが全体的に気がついた点だけ確認をさせてもらいます。

1枚目の裏、2ページ目の「４」のところが「別紙のとおり」となっておりますけれども、これは一番最後の参考資料のほうへ持って行ったらどうかということですね。そうすると、「５」以降が「４」「５」……というように順番が変わってきます。

また、3ページ目のところの「６」の2行目に「検討してみたいと思います」あるいはその次に「検討します」とありますけれど、これはもうすでに今日含めて検討しているわけですね。ですから、あの、「検討してきました」と。検討した内容を以下に見せる、と。こういう表現にしてはどうなのか、ということですね。

それから、4ページ目の「７」の（１）、最初のところに「機器の老朽化、厳しい財政状況を問題にする前に」という表現があります。これは確かにその通りなんですけれども、「第一に重視すべきことは」と、こういうふうにしたらどうかということです。

それから、（５）のところを（１）の最後につけてはどうかと、そんなことを私としては感じておりますので、そのあたりご異議がないようでしたら、また内容は若干整理するとして、こんな方向でやらせていただければと思います。

＜副会長＞

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そういうことで整理をさせていただいて、次回ですか、お渡しするということにさせていただければと思います。

【4】その他

＜副会長＞

これで協議事項は終わらせていただきますが、「その他」ということで、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

（沈黙）

＜副会長＞

それでは、事務局のほうから何かございませんでしょうか。

＜管理係長＞

特にありません。

＜副会長＞

はい。では、次回の協議会の日程を決めさせていただきたいと思います。事務局のほうと調整をかけまして、1月20日（金）午後2時30分からということで予定しようと思っておりますが、ご都合の悪い方はいらっしゃいますか？

はい。そうしましたら、会場のほうはまた通知をさせていただきますので、1月20日（金）午後2時30分からということでお願いいたします。ちょっと定刻を過ぎましたけれども、今日の協議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。